獣医師法施行規則の一部改正(獣医師法第22条の 届出書様式の変更)について

平成24年9月24日付け24消安第2655号をもって、農林水産省消費・安全局長から次のとおり獣医師法第22条の規定に基づく獣医師の届出様式が変更された旨通知がされ、地方獣医師会あて周知を依頼した。

なお、本年度は、獣医師法第22条に基づく2年ごとの届出を行う年であり、獣医師は平成24年12月31日現在の状況を、平成25年1月1日から1月31日までに、居住する都道府県に届け出る必要があり、その際の新しい届出様式の入手については、各々所属する地方獣医師会にお問い合わせ下さい。

その他、①獣医師が、結婚等により、氏名や本籍地都道府県が変更された場合には、変更があった日から30日以内に、登録事項の変更申請を別途行う必要があり(変更申請の詳細は農林水産省HP(http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/menkyo.html#b)に掲載)、②診療施設の開設者は、本人、施設の管理者又は診療の業務を行う獣医師が、結婚等により、氏名等を変更した場合には、変更があった日から10日以内に、届出を別途行う必要がある(届出の詳細は各都道府県にお問い合わせ)のでその旨併せて留意いただきたい。

24日獣発第189号 平成24年10月2日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会会 長 山 根 義 久 (公印及び契印の押印は省略)

獣医師法施行規則の一部改正(届出書様式の変更) について

このことについて、平成24年9月24日付け24消安第2655号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添写しのとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いします。

このたびの通知は、獣医師法第22条の規定に基づく獣医師の届出について、獣医師法施行規則第13条第2項の規定に基づく省令第6号様式が別記のとおり改正されたので、本会会員に周知を依頼されたものです。

なお、獣医師は本年度、獣医師法第22条に基づく2年ごとの届出を行う必要がある旨、あわせて周知の依頼をされております。

写

24 消安第 2655 号 平成24年9月24日

公社)日本獣医師会 会長 殿

農林水産省消費・安全局長

獣医師法施行規則の一部改正について

獣医師法(昭和24年法律第186号.以下「法」という.)第22条の規定に基づく獣医師の届出について、獣医師法施行規則(昭和24年農林省令第93号.以下「省令」という.)第13条第2項の規定に基づく省令第6号様式が別記のとおり改正されましたのでお知らせします.

獣医師は本年度、法第22条に基づく2年ごとの 届出を行う必要がありますので、貴会に所属する獣 医師への周知方よろしくお願いいたします.

S S S S S S S S S S	(1) ((編番号			(2)本籍性の属する	(学成	年12月31日月 都道
33 万井平月	CO CONCINTO	22.	8			作型 府県
3人と 年 月 1 3人と 年 月 1 1大郎	(3) (資酬年月:1			(4) 生年月 11		
出版 日本版						
### 2015年 第 1		3 X if:	年 月 日			н н
の 上の機能 (の)とか(1)から利用にかいを放送するため。 つか(2)で間のこと) (の) 差のが報 (の) 上の機能 (の)とか(1)から利用にかいを放送するため。 つか(2)で間のこと) (の) 差のが報 (1) 市場 (国) 主席 (国) 差のが報 (1) 市場 (国) 主席 (国				(6)		us t-
# 「						20.44
四日子の観客 (の)2-5(11) から知性について発しますでもの つき (で)能によし。 10 多点の子類 (10 多点の子) (10 多点の子類 (10 多点の子類 (10 多点の子) (10 多点の子) (10 多点の子) (10 多点の子類 (10 多点の子) (10	(7) 現代所	F IT	П-ППП		-	-)
② 計学機能((切きた)(1) から時間とついて私に減すでもの。つきりで間にとと) ① 表面の構動 ((切きたの構動)((切きたの機能をはないてきがの) (1) 特殊会 1 元 主動 動産 ((切きたの機能をはないてきがの) (1) 特殊会 1 元 主動 自身 ((切きたの機能をはないてきがの) (2) 反対 ((対きため) ((対きため						
(回) 差別が経済 1 中、田、田林 下海 は できか。 1 中、田の、田林 下海 は できか。 1 中、地域 と でか。 2 かられたりでは できない。 2 かられたりでは できない。 2 かられたりでは できない。 2 かられて できないできないできないできないできないできないできないできないできないできない	(a) 31% 4.19 ft //a	134.5.7.13				
日		11/1/201117		DOMESTIC OFFICE AND AND		
下級 単小型 一次				施設において高権の		2
計画 大きの他	i 20 ii 25 iii	K.	業務に従事の別談	者又は法人(でお者)	02 農業協同組合	
1 米 川田 田内島 世 田内県 日本	iv 数 v その他					
 第 1 及び担切がの効理 まった。 第 2 金組の保証を必要 さった。 1 他の支格に関する。 2 機の大きたとす。 2 機の大きたとす。 2 機の大きたとす。 2 機の大きたとす。 2 機能を必要 さった。 2 はほけからからかれた。 2 機能を必要 さった。 2 を基上、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11 小動物系統		療の業務に従事		台連合会区は	特定組合
図 春観3年の主義を示って、他の名は別に対比をからしている 6 山田村 2007年10月20日 2007年20月20日 200	i 大 ii 新 iii	小套	3 自ら往渡のみによ	って診療の変務に従	04 14	
現から「かか場合を突動」 するかっ ***********************************	10 工及び11以外	の診療	46		OS MIZERFAS	
すち5の	IV 冷椒以外の菜	務であって	4他の者に雇用され	往途のみによって診	06 (EFF#)	
V 飲以下しの場合を要と した「黄色 ウ 関連 エーの他 のは 観測機能体 の 機能と エーの他 のは 観測機能体 のは 現立 エーの他 のは また。 この には のない また。 こ	徴医学上の知	雄を必要と	療の業務に提事		07 组 化行成法/	
しなご書 1 無額 (1 2023年37日 (2015年37日) (2 2023年37日) (2 2023年37日 (2015年37日) (2 2023年37日 (2015年37日) (2 2023年37日) (するもの		5 行政事務に従事		08 国立大学法人	
19 無機・	V 保医学上の知	痛を必要と	ア 農林高座 イ	公果衛生	09 私立学校	
(1 323年423年423年) (しない業務		- ジ 前境 エ その	他	010 競馬関係市	(A:
(3) 近日から104.0.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.	V1 無職		6 試験研究に従事(大字勧務を除く。)	011 統間企業	
1.60 x 241 4.0 6.2 10 to 12			7 秋医系大学で教育	行に従事	012 公益法人、	被扫机法人
448年 - 1980.0.028/12。 2 で記録生度率 1980.5.2.1/2.3.2.1/2.2.3.2.1/2.3.2.1/2.3.2.1.2.2.1.2.2.1.2.2.2.1.2.2.1.2.2.2.1.2	(1 X):1140/0966	EEE.	(教育又は教員)		15	
上	LACY XILLIOC	まとさか 1大	8 版医系大学の勤和	8者(大学院生を含	013 その他	
(教育文は教社) 10 その地の支充に関す ア 製造 4 が有 ク その権 12 大田を立て380点だります。 (本方) 立 金銭を持有機関 (また) は13 後代 大田 (13 後代 大田 (13 後代 大田 (13 後代 大田 (14 大田 (1	る対象を つ割削し	2490FC				
10 その他の支充に単数 10 その他の支充に単数 2 次回 (2 2)))))))))))))))))))))))))))))))))	2,1		9 根医孟大学以外:	で教育に従事	1010/06 E 220	でわかをつて用ん が
						の者号を一つ選択
(5.4119金ご頭地式がよっかできかよう 20118 金売が増加利用 (7.4119金ご頭地式がようかよう 20118 金売が増加利用で 30倍が (7.4119金売 20118 (7.4119金売 20118 (7.4119 (7.					L. CRMHEE F	
(5月10年公司の人だちょうかくちょうは100 高家産経験別の事業の協議的 のアッショとの私生りの時を一選用して の食機能や精査所等系との他 (72)動産状から作用 〒 正正 - 保護 (1		ア製造イ制料	トウ その他		
(773-00 E NOA 7 Y G O 附を 一種料。 ○ と	1					
第6°2 と) (10) 300 元火の化性 (13) 300 元火の化性 〒 田子 - 田子						
(13) 随着先少培养 (13) 随着先少培养 (13) 随着先少培养 (13) 随着 (14) 日本 (「40所を一つ選択し、Cで	(公食肉耕生株会)	青等 寛その他
(12)勤務決の名称 (13)勤務決の所在地 〒 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	1		DESCRIPTION OF			
(12)勤務決の名称 (13)勤務決の所在地 〒 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	10000					
(13)勤務災の所信地 〒		9t:				
形道 市 区 町 好妹 郡 村			= 111-111	1 40125-7	_	_ `
的料 群 村	ıl				Pr -	- ,
(14)従たろ蕨集の収度	1					
	(14)従たる碳栗の蝦	要				
	(15)備考	- 1				

【参考】

獣医師法第22条に基づく届出の作成参考資料

以下, 獣医師法 (昭和24年法律第186号) 第22条の 届出を作成される際の参考として下さい.

1 一般的事項

- (1) 届出は獣医師法施行規則(昭和24年農林省令第93号)第13条に規定する届出書(第6号様式)により作成して下さい。
- (2) 届出の該当者は、我が国の獣医師免許を有し、かつ我が国に住所のある方です。なお、12月31日に海外出張等で住所地にいない方も届出をしなければなりません。
- (3) 届出書の作成に当たっては、届出用紙の注意事項を読み、各記載事項欄に記入もれのないようにして下さい。なお、該当事項のない欄には斜線を引いて下さい。
- (4) 文字は, 黒又は青インクを用いて, 楷書で明確に 記入して下さい.
- (5) 誤記の訂正は、2本の横線を引いて消し、余白を 用いて正しく記入して下さい。

2 個 別 事 項

- (1) 届出年月日欄には、忘れずに届出年月日(平成 24年12月31日現在)を記入して下さい。
- (2) 本籍地の属する都道府県名欄及び氏名欄には、戸籍上の都道府県名(日本国籍を有しない方はその国籍)及び氏名を記載して下さい. なお、獣医師免許に記載されている本籍地や氏名が、婚姻等により戸籍上の本籍と異なっている場合、この届出書とは別に、施行規則第3

- 条に規定する獣医師名簿登録事項変更申請(第2号様式)が必要です(詳細は農林水産省のウェブサイト(http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/menkyo.html)を参照して下さい)。申請中の方は、備考欄にその旨を記入して下さい。
- (3) 登録年月日欄には、最初に獣医師名簿に登録された年月日を記載して下さい。獣医師免許証の再交付又は登録事項の変更による書換交付を受けた方は、獣医師免許証裏面に登録年月日が記載されています。先述の再交付又は書換交付を受けていない方は獣医師免許証表面の登録年月日を記載して下さい。
- (4) 現住所欄及び勤務先の所在地欄には、番号(番地)まで記入して下さい。また、12月31日現在、海外出張等で住所地にいない方は、現住所欄には、我が国における住所地を記載して下さい。
- (5) 主たる職業欄は最も該当するものを1つずつ○で 囲んで下さい. 該当するものが2つ以上ある場合は,従 たる職業の概要欄に記載して下さい.
- (6) 業務の内容欄のうち1から4の診療の業務のいずれかを○で囲んだ方で、その勤務先が株式会社や有限会社等であって、専ら動物診療で収益を上げている場合、動務先欄の01の個人診療施設を○で囲んで下さい。なお、製薬会社や飼料会社の診療施設勤務者は勤務先欄の011を○で囲んで下さい。
- (7) 備考欄には主たる職業欄及び従たる職業の概要欄に関して参考となる事項を記載して下さい。例えば、主たる職業欄の「その他」を○で囲んだ方は、その職業内容として、「自営業で酪農業を経営」などと記載して下さい。

獣医師法22条に基づく届出に関するQ&A

- Q1 届出を行わなかった場合、どうなりますか.
- A1 本届出は、獣医師の義務ですので、不履行の場合は、法第8条第2項第3号により業務の停止が命ぜられたり、免許が取り消されることがあります。また、1月末日の期限までに届出されなかった場合は、本条の届出とは認められませんので注意して下さい。
- Q2 どこに提出したらよいですか.
- A 2 お住まいの都道府県知事を経由して農林水産大臣 に届け出ることとなっております. 詳しくは,都 道府県の畜産主務課または最寄りの家畜保健衛生 所へお問い合わせ下さい.
 - 注意) 勤務地や、出生地、出身大学の所在する都道府県 ではありません。

(参考:全国家畜保健衛生所一覧)

http://www.naro.affrc.go.jp/niah/contents/link/kaho/index.html

- Q3 届出書の(9)業務の種類のA. 産業動物診療のe. その他の対象動物とは何ですか.
- A3 めん羊, 山羊またはうずらです.
- Q4 届出書の(9)業務の種類のⅡ小動物診療のiii小鳥の対象鳥とは何ですか.
- A 4 オウム科全種 (インコ, オオバタン, ヨウム等), カエデチョウ科全種 (ブンチョウ, ジュウシマツ 等), アトリ科全種 (カナリア, マヒワ等) です.
- Q5 届出書の(9)業務の種類のⅢの「Ⅰ及びⅡ以外の 診療の対象動物」は何ですか.
- A 5 Ⅰ及びⅡ以外の哺乳類(兎, フェレット等) や鳥類(ハト等)のほか, 爬虫類, 両生類, 魚類等で す
- Q6 (9)業務の種類の「V獣医学上の知識を必要としな

いもの | とは何ですか.

- A 6 獣医事に関係しない学校勤務(高校農業や理科を除く)や自らは診療を一切行わない動物病院経営者,ペットショップの経営者等です.
- Q7 産業動物診療(主として牛)と小動物診療(主として犬)を業務としており、主たる業務は産業動物診療です。なお、個人診療施設に雇用されています。どう記載したらよいですか。
- A 7 (9)業務の種類は I 及び i , (10)業務の内容は 2, (11)勤務先は 01を○で囲んで下さい.

なお, (14)従たる職業の概要欄に「Ⅱ-ii-2-01|と記載して下さい.

- Q8 株式会社(有限会社・社団法人・財団法人)の経 営する診療施設で働いています。届出書の勤務先 は011や012ですか。
- A8 従前から「個人診療施設」に区分していますので、01を○で囲んで下さい。
- Q9 県の農林畜産部局に所属していますが、家畜衛生 関係業務と環境関係の業務を担当しています. ど う記載したらよいですか.
- A 9 (9)業務の種類は W を○で囲み, 12月31日現在の 主たる業務の内容を○で囲んで下さい.
- Q10 平成24年12月31日時点では、県庁から独立行政 法人の畜産試験場に出向中です。(11)勤務先は07 独立行政法人を○で囲めばよいですか。
- A10 貴見のとおり、12月31日現在の業務の内容、勤務先(07独立行政法人)を○で囲んで下さい。
- Q11 (11)勤務先の(ア)本庁等の「等」は何ですか. また, (ウ)家畜保健衛生所等, (エ)保健所等, (オ) 食肉衛生検査所等の「等」はそれぞれ何ですか.
- A11 本庁等は、都道府県庁本庁のほか、○○地方振興 局農業普及センターといった地域振興事務所で す。ただし、地域振興事務所と家畜保健衛生所を 兼任されている場合、本庁等ではなく、家畜保健 衛生所等を○で囲んで下さい。

家畜保健衛生所等は,家畜保健衛生所のほか, 畜産試験場や,家畜衛生研究所,家畜病性鑑定所 です.

保健所等は、保健所のほか、衛生研究所や、保 健福祉事務所、健康福祉環境事務所です. 地方振 興事務所と保健所を兼任されている場合、本庁等 ではなく、保健所等を○で囲んで下さい.

食肉衛生検査所等は,食肉衛生検査センター, 食肉衛生検査所,食品衛生検査所等です.

畜産試験場は(10)業務の内容は6試験研究に従事(大学勤務を除く.)を○で囲んで下さい.

Q12 獣医系大学の大学院生(または科目等履修生)で す. どう記載したらよいですか. A12 (9)業務の種類はⅥ, (10)業務の内容は8を○で囲み, (11)~(13)は斜線を引いて下さい. また, (15)備考欄に「○○大学に大学院生として所属」などと記入してください.

なお、家畜保健衛生所にてアルバイトなどを行っている場合には、(14) 従たる職業の概要欄に $\lceil \mathbb{W} - 5 - \mathbb{P} - 05 \bigcirc \bigcirc$ 家保でアルバイト」と記載して下さい。

- Q13 獣医系大学の研修医です. どう記載したらよいですか.
- A13 (9)業務の種類は I または II, (10)業務の内容は 8, (11)は07独立行政法人,08国立大学法人,09 私立学校のいずれかを○で囲んで下さい.また, (15)備考欄に「研修医として所属」と記入して下 さい.
- Q14 公立大学法人の獣医系大学に所属しています. ど う記載したらよいですか.
- A14 (11)は07独立行政法人を○で囲んで下さい.
- Q15 特例民法法人に所属しています. (11)勤務先は 012公益法人,一般社団法人等を○で囲めばよいですか.
- A15 貴見のとおりです.
- Q16 認定小規模施設(年間30万羽以下)の食鳥処理 場の検査員です。どう記載したらよいですか。
- A16 (10)業務の内容は10及びウを○で囲んで下さい. (11), (12)及び(13)の勤務先では, 食鳥検査員であることがわかりにくい場合, (15)備考欄にその旨を記載して下さい.
- Q17 国際機関に所属し、海外勤務をしています. どう 記載したらよいですか.
- A17 (10)業務の内容は10及びウ, (11)勤務先は013を ○で囲んで下さい. なお, 所属する国際機関の名 称を(12)勤務先の名称欄に記入し, (13)勤務先の 所在地欄は斜線を引いて下さい. なお, 提出先は 日本国内の住所地の都道府県となります.
- Q18 主婦(夫)です。どう記載したらよいですか。
- A18 (9)業務の種類はⅥを○で囲み, (10)~(13)は斜線 を引いて下さい.

なお、アルバイト等を行っている場合には、A12を参照して下さい. ただし、アルバイト等の収入によって、配偶者の所得税控除対象外となっている場合は、当該業務を主たる職業として記載して下さい.

- Q19 勤務先の規程に基づき, 育児休業 (病気療養等) を取得中です. どう記載したらよいですか.
- A19 休業中の勤務先について記載し、その旨を(15)備 考欄に「育児休業中」と記入して下さい.
- Q20 定年後, 特に仕事はしていません. どう記載した

らよいですか.

A20 (9)業務の種類はⅥを○で囲み, (10)~(13)は斜線 を引いて下さい.

なお、業務を持っている場合には、A12を参照して下さい。また、農業に従事したり、関係団体等で役員(無報酬も含む。)になられている場合、(15)備考欄に役職名など記入して下さい。

参照条文:

○獣医師法(昭和24年法律第186号)(抄) (届 出 義 務)

第22条 獣医師は、農林水産省令で定める2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所その他農林水産省令で定める事項を、当該年の翌年1月31日までに、その住所地を管轄する都道府県知事を経

由して、農林水産大臣に届け出なければならない。 (免許を取得し及び業務の停止)

- 第8条第2項 獣医師が次の各号の一に該当するときは、農林水産大臣は、獣医事審議会の意見を聴いて、 その免許を取り消し、または期間を定めて、その業 務の停止を命ずることができる。
- 二 第22条の規定による届出をしなかつたとき.
- ○獣医師法施行規則(昭和24年農林省令第93号)(抄) (届 出)
 - 第13条 法第22条の農林水産省令で定める2年ごと の年は、昭和57年及び同年以降2年ごとの各年と する。
 - 2 法第22条(法附則第11項後段及び法附則第15項 において準用する場合を含む.)の規定による届出 は、第6号様式によらなければならない.